

## 令和5年度第2回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議 会議録

議題 (確認・検討事項)	(1) 事務局説明 成年後見制度利用支援助成金交付要綱の改正について (2) 市民後見人養成事業の進捗状況について (3) 茅ヶ崎市成年後見支援センターの状況報告及び相談事例について
日時	令和5年10月6日(金) 18時30分～20時
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1
出席者氏名	(構成員) 内嶋順一、尾上美子、小野田潤、渡辺和也、大木教久、 三谷智百合、青柳雅之、柴田勝一、茂木香代子 (関係機関等) 茅ヶ崎市社会福祉協議会(細谷誠事務局次長) 障がい福祉課(荒井優広課長補佐) 高齢福祉課(本多祐子課長補佐) (欠席構成員) 糸智仁 (事務局) 地域福祉課(瀧田美穂課長、大澤陽子課長補佐、加藤清晏主任、 横山康洋事務局次長補佐(※市社協交流職員))
会議資料	次第 資料1-1 茅ヶ崎市成年後見制度利用支援助成金交付要綱 資料1-2 報酬助成イメージ 資料2 茅ヶ崎市成年後見支援センターの状況について 当日資料1-1 市民後見人育成状況 当日資料1-2 市民後見人の養成の流れ(参考) 当日資料2 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数等(4～9月) 当日資料3 事例 非公開
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数 (公開した場合のみ)	0人

## ●開会

### ○瀧田課長

定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は令和5年度第2回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議にご出席いただきましてありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃から本市の成年後見制度の推進の取り組みにつきまして、多大なるご理解ご協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

本日は、ご報告、ご説明また事例についてのご検討、ご意見をいただきたいと考えております。限られた時間ではございますがどうぞよろしくお願いいたします。

それでは確認検討事項(1)成年後見制度利用支援助成金交付要綱の改正について、高齢福祉課、障がい福祉課から、ご説明させていただきます。

## ●議題(1) 事務局説明 成年後見制度利用支援助成金交付要綱の改正について

### ○障がい福祉課 荒井課長補佐

資料1-1と資料1-2をご用意いただければと思います。

令和5年の5月1日付けで成年後見利用支援事業の要綱改定し、助成をする際の基準を改定しました。

まず経過からですが成年後見制度利用支援事業については近年の傾向として、どこの市町村も同じだと思えますが、報酬助成の申請が年々増加している状況です。そうした中であって、生活保護の方は多額の預貯金がある方でも、今までは特にそこを見ずに承認をしていたこと、あとは生活保護でない方は報酬を負担することにより生活保護に陥る可能性がある方を対象とするとしていたことで基準がかなり不明瞭だったので基準を明確にする必要があるのではないかと考え、相応の預貯金や資産がある方には負担をいただくべきではないかという、公平性を保つ仕組みとするという視点で、改正を行いました。

年度ごとの各分野の申請件数なんですが、高齢分野に関しましては令和3年度、10件で198万4000円。4年度が15件で335万2000円。5年度は現時点で11件申請が来ていまして、163万1237円。5年度については新規の方が7件で、新しい基準で一部支給となった方が4件ほどおりました。

障がい分野につきましては3年度6件で153万4000円。4年度、6件、142万9000円。5年度現時点で6件、100万957円。5年度については新規の方が2件、新しい基準で一部支給となった方が2件、却下は1件でした。

特に高齢分野は件数金額ともに右肩上がり、他の事業で使う予定だった予算を流用するなどして対応しております。市としても限られた予算の中で事業を行っていかなくてはならないため相応の預貯金や資産がある方には自己負担をお願いしたいという思いがありました。

具体的な基準の説明ですが、資料1-1をご覧ください。要綱第4条に、助成の対象者を記載しております。生活保護の方は(1)。(2)が生活保護以外で、世帯全員が非課税であり、前回までなかった活用できる資産がないことなどの条件を追加し、(2)のところで、続けて助成を受けなければ成年後見制度の利用は困難であると市長が認めるものという文言を追記しました。

具体的な預貯金の基準については別表に記載してありまして、報酬助成の場合にこの表を使って、どれぐらい助成をするかという金額を記載しております。

生活保護の方が一番左の枠で第4条第1項第1号に掲げるもの、その下の第4条1項2号に掲げるものは生活保護以外の方という見方になってます。生活保護の方でもそれ以外の方でも共通しているのは、まず預貯金等の合計額から、後見人報酬を引いた額を計算し、その額を残額と表現します。1番目の第4条1項1号に書いてありますが、生活保護で、例えば在宅の方であれば、残額が33万6000円未満であれば全額助成、33万6000円以上の残額があれば自己負担が発生するという形に

なっています。この33万6000円というのは在宅の場合、ひと月あたり2万8000円ぐらいで、大体裁判所の方も計算をさせていただいて、2万8000掛ける12で33万6000円という金額を、ここに記載をしております。

例えば報酬額が33万6000円、在宅の方で預貯金が40万円ある生活保護の方であれば、40万円から33万6000円を引いて、この残額というのが6万4000円になります。6万4000円が残額となりましたので報酬助成金が、33万6000円から今の残額6万4000円を引いた額を計算すると、27万2000円となるので、27万2000円を市から助成して、6万4000円は自己負担をしていただくという計算になります。生活保護の方は在宅であれば33万6000円以上、施設であれば21万6000円以上の預金があれば、自己負担が発生するという仕組みですね。その金額以上の預貯金額で、報酬が払いきれれば、申請は却下となる仕組みとなっています。

生活保護以外の方は第4条第1項第2号に掲げるもので、残額が居宅生活基準額の6ヶ月分の金額未満の場合と記載をしてるんですが、こちらが生活保護の基準で、単身であれば、ひと月当たり8万円程度、これが6ヶ月分よりも残高があるかないかで判断してまして、大体50万円以上の預貯金があると、自己負担が発生する仕組みになっております。50万円を超える預貯金額で報酬が払い切れれば、申請が却下となる仕組みになっています。この利用支援事業の預貯金の基準というのが県内市町村を見ても、かなり違いがありまして、手元に幾らぐらいの預貯金を残すべきかというのは様々な考え方があると思うんですが、考え方としては生活保護の方は生活保護費から支出できないお金もあることは認識していますが、ある程度のお金は生活保護から支出がされることですか、生活保護以外の方でも50万円程度の預貯金の手元があれば、緊急時にも対応は可能なのではないかと考え、このような基準としました。要綱改正の経過、具体的な基準の説明は以上となります。

#### ○瀧田課長

説明が終わりましたが、何かご質問或いは確認等ございましたらお願いいたします。

#### ○内嶋構成員

この説明は私が弁護士会の会員からこの要綱が変わったということで、情報提供がありまして生保受給者ということで従前は利用支援事業が使えるんですけども、今回の要綱改正で使えなくなったということです。先ほど他の自治体でもいろいろと上限がバラバラになってるというお話がありました。会員がいろいろ調べた限りではあるんですけど、要綱で例えば藤沢市と鎌倉市は、預金残高が100万円を超えたら対象外ということになって、それから平塚とか、寒川はもっと曖昧な以前、御市の方でやられた、利用困難な場合ということで、ケースバイケースで対応されると。他にも県内では川崎市は、茅ヶ崎とかなり近い30万円のあたりで上限を定めていると。横浜は350万円ということで、かなり大盤振る舞いをされてる。100万から150万ぐらいの上限設定がどうも多いらしいというのが、会のメーリングリストで問題提起をされたので、県内のいろいろな要項の情報を他の会員が提供してくれて、100万から150万というぐらいだと。茅ヶ崎は在宅と施設の場合でちょっと違うんですけど20万から30万ということで、いろいろな財政状況をかんがみて、こういう助成対象を絞るというのは、抽象的な考え方として、もちろんわからなくはないんですが、なぜに生保に限れば33万、21万という基準になられたのか。

他の自治体、特に近隣のよく似たような規模の自治体と比べても、低い金額、上限が厳しいというふうに、我々の知ってる限り拝見してますので、その辺どうお考えなのかということはお伺いしたい。以上です。

#### ○高齢福祉課 本多課長補佐

私たちもこれ検討するのに、1年間かけて検討はしてきました。確かに近隣の藤沢、平塚、寒川はゆるめだということも把握はしていて、実際横須賀市を一番参考にして、今回作っている。

あと生活保護に関しては、茅ヶ崎市だけではないと思うんですけども、ある程度貯蓄があった場合は生活保護が廃止になる、生活保護費の6ヶ月分貯蓄があるような場合は生活保護が一旦廃止

にするという形になっているので、あまり預金があるというところで逆に生活保護も切れてしまう生活保護の状況を鑑みて決めました。生活保護の最低生活費は国で決められた基準。それ以外に入院した時の医療費食費は0円、アメニティー代に関しても、通常の急性期の病院だと、保護費で収まるぐらい、1日350円程度。

急性期ではない一般で言うと、アメニティー代が高いとされるところも生活保護の基準であれば、おおよそ2万円以内に1ヶ月当たりおさまるので、入院したとしても生活保護であれば、困ることはないだろう。あとは葬祭費に関しても、本当に親族がいない場合は生活保護の方で負担をしているという状況。その辺も鑑みて、横須賀市が生活保護の1ヶ月分だったか非常に厳しい金額で基準を設けていたんですけども、1ヶ月分となると、今回の設定よりもさらに少ないので、そこはちょっと余りにも厳しいかなというところで、それぞれの在宅と施設の報酬の金額をいろいろ検討した結果、このぐらいの金額があれば、緊急時例えば冷蔵庫が壊れたとか何が壊れた生保の方で出ないようなものに関しては負担ができるだろうというところで、生活保護の方に関してはこの基準で一旦茅ヶ崎市では落ち着いたというところですよ。

今回、第2回目のこの会議でこのお話をさせていただいてますけれども、本来であれば、1回目の時に皆さんに先に情報提供をさせていただくべきだったなというところは、こちらでも周知というところで足りなかったと、反省しているところでございます。

#### ○障がい福祉課 荒井課長補佐

近隣市、藤沢平塚寒川、あと、同規模の人口である厚木大和あたりに、基準の確認は電話でしたんですけど、平塚市はホームページには具体的な基準が載ってなくて、電話で聞いたら預貯金が33万円を超える場合には、自己負担をしてもらおうという形で1件1件、調整会議を開いて、判断をしているということです。藤沢は100万円超えた場合、単身の場合ですね、寒川もそこまで厳しくはないようです。

例えば大和市とかは生活保護の方は26万円ぐらいの預貯金があると、自己負担が発生するという形で、こちら報酬額と預貯金が合わせて60万以下でないと却下するっていう形なので、在宅だったら33万ぐらいが年間報酬の標準なので、その計算で、26万円ぐらい預貯金を超えると却下されるという基準です。

すいません川崎、横浜はちょっと人口規模も大分違うので、調べてなかったんですが、一応参考までに、そういう状況にはなってます。

以上です。

#### ○内嶋構成員

先ほど言ったように病院に入ってる間は、本人も生活も病院に限られるので、余計なお金がなくても正直、それほど困り感はないと思うんですね。

後見人も多分それは感覚として同じだと思うんですが、在宅の方の場合はやっぱり在宅、ご自宅を中心とした生活というのがありますので、それは生活費で賄うんだよっていうのは、それはもう建前論であって、私も何人か、生活保護の方の後見やってますけども、非常に厳しいんですよ。

今、この円高と物価高でもものすごいきついです。非常に真面目にやってもきつい。さらに後見人は、報酬をもらう時にやっぱり本人の残高を見てですね、正直見るに忍びないですよ、あそこから報酬取るのは。もうその気持ちはわかってください。

本人が使うんだったらいいです。だけど我々が、第三者である後見人がそこから報酬を取るというのは、決定してもらっても全然うれしくないんで、私実際取らないですよ。だってとったら生活が成り立たなくなる可能性がありますから。いつ何が起こるか分からないですし、生保がお金を出してくれるかというところでもないですし。それから、私のところに来た会員は、障害のある方の、後見をやってらっしゃるんですけども、やっぱりもう少しその障害サービスを増やしたいから、自分の資金も使ってやろうかということを考えてたらしいんですけども、ちょっとそれも難しくなっちゃって。以前は何かその会員がおっしゃるには、50万ぐらいだったそうです、茅ヶ崎市の感

覚では、50万ぐらいの預貯金あたりでウロウロしてたらしいですね。

平塚市は個別会議開いてやってらっしゃると思うんですが、個別会議開いてやってもらいたいですね。それぞれ個別のケースで例えばもうお年を召してて、大して、社会活動もされてない割ともう家でじっとされてるような方だったらまあいいでしょう。ぎりぎりでも。だけど若い方でしかも障害があって、生活保護を受けてそれでぎりぎりやってるっていう方の生活を、このお金のこの報酬、我々の報酬で結局縛っていくようなことは、結果としてどうなんですよ。結果として、こうやって絞られてしまうと取るに取れないんです。私たちも。それは理解をしてください。わかりましたと言って、取ってる先生ばかりじゃないですよ。そういうことをちょっと理解していただきたい。だから、いろいろな制限かけていくというのは当然、茅ヶ崎市の財政を考えれば当たり前のことです。増えていくという私もそれは承知をしています。そうだろうなというふうには、思いますけれども。そうは言っても報酬助成の件数がもう何百件でもあるってわけではないですよ、確か。限られた件数しかないと思いますから。と、こういう基準を作っておいてしかし、ケースによってはそれこそ平塚さんみたいにちょっと個別に考えましょうというご対応をとっていただくというのが、やっぱり、福祉行政のあり方じゃないかなと私は思うんですけれどもね。

というご意見を申し上げておいて、終わりにします。

#### ○三谷構成員

私も基準を見て、正直言って、ちょっと、驚きました。横浜の基準見たら、かなりやっぱり少ないなっていう印象を持ちました。もう金額が決められて、やはり内嶋先生おっしゃる通りで、金額が決められちゃうと、その人は切られてしまうっていうのが一番問題なんじゃないか。そのケースによって検討してもらえる余地、もうないのかなっていうのが、もう金額で切られてしまうのではなく、このケースの場合はこうだからとかそういった、何かちょっと検討される余地があってもいいのかなっていうのはすごく感じました。

#### ○高齢福祉課 本多課長補佐

ありがとうございます。ご意見として、受けとめさせていただいて、ここで返答できることではございませんので、持ち帰らせていただきます。ご意見ありがとうございます。

#### ○渡辺構成員

今2人から話があって、別に私が特に追記するようなことないんですけども、基準についてはかなり早期に私も把握しておりまして、それから当会への依頼の半分ぐらいが生活保護またはそれに近い方なので、よくこの辺も研究をしまして、近隣の状況はほとんど全部わかっております。大和市がそういう金額だとか平塚がそういう形だとか、わかった上でみた第一印象は仕方がないんだろうなと思うんですけど、内嶋弁護士がおっしゃったことをもう1回念頭に置いて、この話を聞いて欲しいんです。

例えば個別の事案で、やっぱり障害のある30代40代の方で、生活保護と保護じゃないところ行ったり来たりしているというのが財政状況で、本人の夢は、今グループホームだけれども、自分と理解し合える女性を探して、結婚して幸せな家庭を築いて、そのためにはお金が必要だから、就労継続支援B型に通って頑張って仕事を毎日やって、土曜日も出勤してもいいよという月が時々あるので、それも行って、本人は一生懸命その夢に向かって頑張ってるんですよ。ところが、一方では私の方で通帳を見ると、就労継続支援B型というのはご存知の通り工賃ですので、1万円から2万円くらいなんですよ。障害年金たすと生活保護基準とそんなに変わらないかもしくは少ないですね、10万9000円ぐらいなので茅ヶ崎市の生活保護は。そうすると減っていくんですよ。しかも生活保護じゃないので、私が報酬取ると減るんですよ。金額も申し上げると26,7万円ぐらい、消費税込みで減っていくんですよ。彼が一生懸命夢に向かって、就労B形で頑張ってるるところ私にとると、なくなるんですよ。いや別に美談でも何でもないので流して欲しいんですけど、取れないです

よ。内嶋弁護士もおっしゃってましたけど、涙出てきますよね、通帳見てて。いや私が関わらなかつたらこの金額って本人のものになって、結婚に近づいたのかなっていうような、単純な話なんですけども。なので、私も実際ちょっと全額もらってないとかあるので、美談でも何でもありませんよ。いいことではないんですけど、私どもはそうやってやっています。すみません以上です。

#### ○瀧田課長

他に、ご意見ある方いらっしゃいますか。

それではいろいろと厳しいご意見をいただいたところでございますが、担当の方も持ち帰って、しっかりと制度の運用に生かしていければと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。それでは市民後見人養成事業の進捗状況について、社会福祉協議会からご報告をお願いいたします。

#### ●議題(2) 市民後見人養成事業の進捗状況について

##### ○茂木構成員

市民後見人養成事業の進捗状況について報告をさせていただきます。

資料に沿ってお話をさせていただきます。まず令和5年度の市民後見人養成講座実践研修の実施についてです。

今年度の養成研修は6月から募集を始めさせていただき、説明動画を視聴してくださった方は全部で34名の方でした。その中から入門編にあたる基礎研修を受講してくださった方が13名ですね。基礎研修の最後にある集合研修については、研修を通して改めて市民後見人としてやろうと思ってくくださった方9名から申し込みがあり、実際には8名の方が受講されています。

先日9月19日に集合研修後の審査会が行われまして、結果として8名中6名の方が、今月から皆様にご講義いただく実践研修の方に進まれることになりました。8名のうちの6名ということで2名の方は残念ながら仕事の都合で日程が合わないということで、受講の辞退をさせていただきます。

続きまして終了認定者へのフォローアップの実施についてです。

今年度は現在までに2件の市民後見人の新規受任になりました。1件は昨年度末に受任調整会議を開催いたしまして、そちらで諮った件で受任が4月になりました。類型が保佐で司法書士の先生からの移行ケースになっています。

もう1件は障がい福祉課から紹介をいただきまして、市長申立てによる後見案件になっています。

5月に受任調整会議に諮りまして、9月に受任に至っています。このケースに関しましては当初単独受任ということで動いていたんですけど、受任調整会議を開催した後に被後見人の状況に変化がございまして、士業の方との複数後見という形に変えて受任が決定しています。

続きまして市民後見人へのバックアップの実施についてです。

現在先ほどお伝えしました新規受任された2人を含め4名の方が市民後見人として受任をして活動していらっしゃいます。家裁に提出する報告書の作成ですとか、そういったものを一緒に確認しながら支援をさせていただいてる他に、定期的にヒアリングとして面談をさせていただきまして、活動の状況を把握、必要に応じて助言だとか調整を行っています。

士業の先生からの移行ケースですとか後見開始で受任していただいたケースに関しましては、法人後見からの移行と違って私どもも、ケースのことを把握しておりませんので、市民後見人に紹介する前に本人宛に訪問して状況を確認したりですとか、市民後見人との顔合わせだとか、引き継ぎの場にも同席をさせていただいて受任にあたって、後見人さんが感じる不安を和らげたりですとか、あと受任後に適切なフォローが行えるように努めております。

また今回10月から始まる実践研修は、4期生の今回受けられる方だけではなくて、1期生から3期生の方にも任意の参加の研修として、一部参加が可能としてお知らせをしています。過去に受け

られた方々との復習の機会にするということと、同じ仲間との交流の機会を設けることで、モチベーションの維持につなげたいというふうに考えております。

今後の予定についてです。これから受けられる方の予定に関しては、当日資料の裏面の1-2にフローがございますので、こちらを参考にいただければと思います。今回受けられる方6名ということで、皆さんが修了認定者として、バンク登録の方に繋がるように努めたいと思っております。

市民後見人の受任形態についてですが、今バンク登録者の面談等でお話を聞くと、やはり1人での単独受任ということに不安だとか負担を感じていらっしゃる様子があります。今回9月に受任された市民後見人が複数受任ということで土業の先生と一緒に受任をされることになって、すごく心強くとらえていらっしゃるって、今まで以上に活動に前向きになられてるなという印象があります。今後、市民後見人の受任を進めるに当たり、単独受任だけではなくて、移行を見据えた土業との複数受任ということも含めて、今後検討が必要かなと考えております。

また以前に相談させていただいておりますけれど、市民後見人へリレーができるような案件がございましたら、こちらも引き続きこちらでフォローしながら、受任に向けて動きたいなと思っております。適切な案件がございましたら、またご紹介をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

市民後見人が受任した後につきましても、活動しやすい環境をつくれるように、ネットワーク構築ですとか、スーパーバイズの支援が必要だと思っておりますので、引き続き皆様のご協力をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

#### ○瀧田課長

ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

#### ○渡辺構成員

以前から申し上げてると思うんですけども、市民後見人育成活用は非常に重要なことだと思いますし、私どももぜひ協力して、プレイヤーを増やしていきたいと思っているのが基本方針です。それで実際の運用について、一つ専門職と一緒に非常に心強かったっていうようなお話ありました。それは非常にいいことではあるんですけども、基本的には社協が状態を把握して、フォローしてくださってると思うので、それはもう、もうちょっと拡大しつつ、とは言ってもやっぱり社協が、複数人の中に入ってるわけじゃないっていうところと、多分自営業が多いであろう、専門職がスピーディーに動いてるっていうのと、どちらも本人のそういう安心に繋がる部分だと思うので、い分けていただきながらやるといいのかなと思います。

近隣市なんですけども、藤沢にも私よく言ってるんですけど、もう最初から市民後見人へのリレーを前提とした順にお願いできないかと。

例えば相続が発生しているとか財産がちょっと不明であるとかっていうところで、行政書士候補者がいる程度状況を把握して、1年ぐらいまわしてみたところで、安定させた上で、市民後見に引き継いでいただきたいというようなことが結構来ていて、それはそれで全然協力しますよっていうこと言っているんですけども、もし案件によっては、最初から複数人でやっていただいても結構ですよ。そうすると、一緒にやりながら、わかっていた上で引き継げるので、こちらも引き継ぎが楽ですね。報酬とかどうするんだみたいな話もあるんですけど、そういうのはちょっと置いておいて大きく考えると、最初から一緒にやっていただくのもありだよって話してますので、茅ヶ崎の方でもちょっと、そんな感じでお考えいただくと、いいかなと思います。

以上です。



○内嶋構成員

9月に新規受任されると先ほどご紹介いただいた後見の首長申立ケースで士業との複数後見、ちょっと渡辺先生とも、かぶるんですけども、私もちょっと関わっているところでこういう複数後見で今渡辺先生おっしゃったような、当初専門職が入って途中で専門職が抜けて、あとは市民後見人に単独で行ってもらおうというのをちょっと今研究しているところなんです。まず、お伺いしたいのが市民後見人の要綱等で単独選任にこだわらないような決め方をされてたのかどうか。私今、あまり記憶がないものですから単独選任にこだわるみたいな形になっちゃっていると、複数後見がなかなかやりにくい可能性があるのかな、と。それから、本件で複数後見に至ったその経緯を差し支えない範囲でちょっと具体的に教えていただきたい。それから、最後はどういう分野の士業の方が入られたのかということ。それで今後の見通しずっと複数で行くの方単独でまた戻っていくのかと、いうようなことをわかる範囲でお答えいただければと思うんですがいかがでしょうか。

○大澤課長補佐

まず市としまして市民後見人の単独受任にこだわるかどうかということなんですけども、そこについてはこだわりの方はございません。せっかく市民後見人としてバンク登録していただいた方たちですので、ぜひその活躍の場は広げていきたいと思っていますところ。そのあたりはリレー、複数受任の方、社協と一緒にあって皆さんとどういった形だったらそれがうまく進んでいくのかということ、研究していきたいと思っております。

今回のケースに関しては、茂木さんの方からお願いします。

○茂木構成員

今回のケースが何で複数になったかっていうところなんですけれども、この方お父様と暮らされていたんですが、お父様の方にもともと後見人がついていらっやいました。息子の方に後見人をつけるということで、受任調整会議を諮ったんですけども、そのあとにお父様が亡くなられて、相続が発生いたしました。その関係で、複数受任ということで、申立てをさせていただいておりまして、お父様の方についていらっやった後見人は、司法書士の先生になります。なので、その司法書士の方と今複数受任という形になっております。

私の理解ではずっとではなくて、相続関係のところが終わったら、市民後見人の単独受任の方に移行するという理解でおります。

○大澤課長補佐

今回の件は当初から複数受任を予定してたというよりは、結果としてそうなったというところなんですけれども、やはり市民後見人から、1人でやっていくのには不安があるっていうのは、よく聞いてまして社協の方もフォローはしてくれてるんですけども、受任形態についても様々、検討をこれから進めていきたいなと思っていますところですので、どうぞよろしく願いいたします。

また引き続き議題の方にも定期的に上げさせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○瀧田課長

他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、茅ヶ崎成年後見支援センターの状況報告及び相談事例についてということで、当地域福祉課から報告いたします。

●議題(3) 茅ヶ崎市成年後見支援センターの状況報告及び相談事例について

○大澤課長補佐

資料2の成年後見支援センターの状況について、当日資料2、茅ヶ崎市成年後見支援センターの



受理件数等について簡単に報告させていただきます。

第1回の時に活動状況について報告させてもらってるので、7月以降の活動になります。まず

(1) 包括等への周知連携というところでは、7月以降包括2ヶ所、相談支援事業所1か所へ個別訪問してセンターのご案内ですとか、成年後見制度についての周知啓発をさせていただいたところです。8月31日には、地域ケア会議の方に参加してセンターの紹介をしております。また認知症初期集中チーム支援会議にも参加させてもらっています。認知症初期集中支援チーム員会議については高齢福祉課でやっているんですけども、こちらについてはセンターで受けているケースと重なることもあり、支援機関として足並みそろえた活動をしていくためにも、積極的に中核機関も参画させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

今後の予定としましては11月22日に地域包括支援センター社会福祉士部会主催の成年後見事例検討会の方に、事例提供しまして皆さんとどういった連携ができるのかというところを、一緒に話し合っていきたいと思っております。

令和5年度茅ヶ崎市成年後見制度講演会を8月26日に任意後見制度をテーマに行政書士の渡辺先生に講師となってやっていただきました。61名の方が出席されました。男性が31名、女性が18名ということで男性の方が多くご参加いただいております。また年齢としましては50歳代以下の方が14名、60代の方が15名、70代が23名、80代以上が4名ということで、比較的やはり60代70代の参加が多くなっております。

このときに、受講者の方にアンケートを取りまして、回答いただいた49名中41名の方が満足したと回答をいただいております。受講者アンケートから、皆さんがどういった話をお聞きしたいのかっていうことについて聞き取りをしましてところ、民事信託ですとか家族信託、葬儀や埋葬、遺言書についてといったことで、ご自身が亡くなった後のことについてもやはり関心が強いなというようところが伺えたところです。

また何について不安があり準備しておきたいかという質問に関しては、ご自身の健康、介護、病气、病院のことが多く、気になるのは、ご自身のやっぱり介護が不安なんだなというふうなところが、伺えたところです。

続きまして出前講座というところで、8月に地区社協に対して、出前講座を行いまして、制度の概要ですとかセンターの案内をしつつ、地域の方にも、つながり、センターへのつなぎですとか、見守りの方のお願いをしてきたところです。また10月11月にまたそれぞれ出前ミニ講座を開催する予定です。

令和5年度第1回成年後見支援ネットワーク勉強会を、9月13日にやりまして、31名の方が、参加していただきました。

認知症で判断能力が低下した寝たきりのご本人、就労収入のない家族1人が在宅で介護しているケースについて、皆さんからいろいろ意見をいただいたところです。ここでも出席者の方に、一言シートという形でアンケートの方を行いました。

今後取り上げたいテーマとしましては、高齢者虐待ですとか8050、身寄りのないセルフネグレクトへの対応、ご家族がいない協力が得られない場合の対応について、支援困難、受任困難案件の支援について、いろいろ書いていただいたところです。皆さん複雑な難しいケースを抱えてらっしゃるんだなっていうのが非常によくわかります。キーマンがないっていうところがやっぱり共通して言えるところなのかな。また、ご本人が自分の困りごとを感じていなかったりですとか、あとは頼りになる親族とかそういった方がいないということで、やっぱりキーマンがないというところで支援のしにくさというのがあるのかなというのを感じたところです。ですので次回の勉強会ではそういったところをテーマにしてやれたらなというふうに考えております。

次にセンターに期待することということで、アンケートとりました。

書いていただいた内容をセンターの方で大まかに分類しましたところ、対応に関するものとしては、申立書作成支援等を今後も継続して欲しい。権利擁護活動へのアウトリーチを行って欲しい、積極的な伴走支援を行って欲しい。誰が対応できるか不明な部分の対応というところで、まさに狭間なところ、伴走型の支援を求められてるというようところが伺えます。

また連携としまして関係機関をつなぐ役割、連携、後見人との連携、情報共有などといったようなご意見をいただいております。

相談のしやすさということで、話しやすいセンター、相談しやすいセンターだと嬉しいというお声をいっぱいいただいたので、この辺りは気をつけて頑張っていきたいと思います。

後見制度の理解というところでは、権利擁護を広く市民に周知して欲しいという一方で、成年後見人という言葉が広まってきたけれども、間違った理解をされていると感じることも多いと。成年後見人の役割、できることできないことがあることを正しく理解してもらえるようになるというと思っているといったようなご意見もございました。ご本人にとってどういった支援が必要かという話の中で後見人のできることできないこと、その辺りをご本人や支援者の方と共有していくことの大切さというのはセンターも感じているところですので、この辺りもきちんと理解いただけるように話をしていきたいと思います。

研修や勉強会を今後もやって欲しいというようなことですか、あとは法人後見支援の方もやって欲しいというようなご意見をいただいたところです。

続きまして当日資料2、4月から9月のセンターの受理件数のご報告の方をさせていただきます。

(1)の相談件数というところで、相談にこられた方は、この半年6ヶ月で159人。ご本人を159人として数えて数えたものになります。6月から9月まで1ヶ月当たり、実人数として50人の方についてご相談を受けてるという形になります。対応件数としましては、こちらの資料には載せてないんですけども、来所相談が120件、電話相談が143件、これに関していろんな他機関と調整をしたのが165件となっております。またこの159人のうち、申立書作成支援を行ったのが25人の方、報告書作成支援を行ったのが4人の方、受任調整を行ったのが3人の方という形になっています。

159人もいて申立書作成支援が25人ということで、なかなか事前の整理に時間がかかっているなというところが感想でございます。

受任調整に関しては3人で少ないんですけども、受任調整っていうのをセンターで統計を取るときに、少し定義の曖昧にしております、センターが、例えばリーガルさんですとかに、後見人候補者の照会をした件数を数えてたんですけども、ただそれ以外にも、どの士業が適しているとか、もしくはご本人が候補者推薦依頼をかける支援をしたりとかっていうこともやっておりますので、そういったところも、受任調整としてカウントしてもいいんじゃないかという意見も中で出てきてましてこの辺りは少し整理をして、件数は増えてくると思います。

また積極的にアウトリーチをとということで、先ほどのアンケートからもご意見いただいたところですけども、9月は、訪問16件。病院や銀行それから、市役所等への同行支援ということで4件行っているところです。

続きまして新規の相談というところで、対象者159人のうち新規で受けているのは144人になります。①から⑥につきましては新規の対象者の144人に関する内訳となっております。

①年齢としましては、70歳代以上がやはり多い形になります。②相談種別は、半数以上が法定後見、任意後見は20%となっております。全般は制度概要、まだ特に今困ってないけれど、いろいろ知っておきたいという方の対応という形になります。③対象者の状況としましては、認知症が62%、知的障害が7%、精神障害が16%ということで、予想外に知的障害よりも精神障害の方のご相談の方が多く寄せられているという現状になります。それから④相談者属性というところにつきましては、ご本人が19%、親族の方が59%、関係者、関係機関が19%、庁内各課が3%になっておりまして、ご親族の方が一番多い状況となっております。ご本人19%というところでこのあたり任意後見の相談が20%ですので、その本人の相談は任意後見の相談とさせていただければ結構です。⑤相談動機につきましては圧倒的に財産管理69件が最も多くなっておりまして、続いて将来準備ですとか相続、銀行手続きというような形になっております。⑥の当センターを知ったきっかけとしましては、他課からの紹介ですとか通りすがりってようなところが多くなっておりまして、市役所内にできたことで、やはりふらっと立ち寄ったとか、あとは他の課で紹介されて、その足ですぐ

来れるところが、相談が増えてきている理由になっているのかなと思っているところです。

活動報告については以上となりますが、センターの活動イメージを持っていただけるよう、事例を紹介しつつ、センターの対応について助言等をいただければ幸いです。

※事例については個人情報保護の観点から、発言の詳細は議事録上、割愛させていただきます。

○加藤主任

事例1

精神障害があり、本人に困りごと感がなく、世帯としても支援が必要なケースの対応について助言等

- ・アウトリーチはセンター単独では難しいので包括等との連携、関係性の構築を進めていただきたい。
- ・障害の専門性みたいなどの支援のスキルが必要だということがわかってきた時点で、障がい相談支援機関に繋いで、一緒に動くことよのでは。
- ・本人にスポットを当て、本人の話を丁寧に聞いていくこと。（相談者・家族の困りごとに引っ張られないこと）

○横山事務局次長補佐

事例2

親族紛争が想定される補助相当の方の後見制度利用、遺言等について

助言等

- ・センターは紛争の当事者の誰かに加担するってことはやってはいけない。専門職の法律相談に回すということが一番適切だと思います。

○柴田構成員

相談支援事業所連絡会から来ました柴田でございます。相談支援事業所の方はおそらくそんな少ないのかな、なんていうふうに思い、包括と比べると、先ほどの話にちょっと戻りますが、説明のところでは知的障害の相談件数7%とか、精神障害16%で、大澤さんの方からちょっと予想外だってありましたが、僕にとってはなるほどと思った数字なんです。

ちょっとこれは僕の勝手な解釈になってしまうかと思うんですけど、精神障害ならば、結構途中でどうしようかっていうふうに、ちょっとパニックを起こされてるっていうか、親御さんとか、何かどうしようかっていうことで、相談持ちかけられてるのかな。知的障害はもう生まれながらにしてというところがあって、何とか頑張っていらっしゃる親御さんが多くいて、これからちょっとどうなるかわからないんですけども、そこなのかなというふうにこの数字を見ております。多分時代背景的に、精神障害もちょっと増えてきてしまうのかな、なんていうふうにはちょっと思っています。知的障害の方、僕も相談支援機関で相談をうけ、成年後見の話をして、やっぱりまだ頑張れるとか、頑張れる方には頑張ってとか、そのお父さんやお母さんであったりだとか、あとはご兄弟がっていうふうなところでやっていると思うんです。ただ、障害系って結構今長生きの時代です。親御さんも結構年取ってきて、これから多分この数字っていうのは相談件数上がってくると思うんですよ。そうした場合に先ほど小野田さんからあったように障害系の相談機関とも連携をぜひ強化していただきたい。障害の方の相談も、どうやって中核の方へ持っていけばいいのかなというふうにあると思うんです。なのでそこお互いにそういう機関があるということを知っているので、なんか会合であるだとかそういうふうな折に、何かお越しいただいたりとか、ちょっとコンスタントにそういう機会をちょっと設けていく中で、相談しやすさであったりだとか、お互いに何かあった時にこうね、関係性が担保されてれば、もっと円滑なことになるのかなというふうに思っております。

○大澤課長補佐

ありがとうございます。

実際、障害系の相談も増えてきていますので、この間とれいんの方にお伺いしてセンターの紹介等させてもらって、ちょっとお話もしたところなんですけど、まだちょっと他の相談支援事業者にもお伺いしながら、関係性を作っていきたいなと思ってます。また何か集まりのときとかにもお声掛けいただけると、喜んでいきますので、よろしくをお願いします。

○内嶋構成員

今の柴田さんのご発言に絡めて、南足柄でもセンター開いてやってるんですけど、南足柄の方のセンターもう障害者の親亡き後の問題っていうのが、かなり顕著にニーズが出てきてます。

研修会もやりますし、それから先日センターの方で打った企画が、そこそこ広いエリアですけどそんなにたくさん相談事業所ないので、1市5町の相談事業所でメインの方にZOOMで集まっていたら、障害者が絡んだその後見もしくは後見に類似するような事案を二つ挙げて、こういう形でセンターが変わりましたということをお示しして、そこでセンターに望まれることとか、それから、自分たちが今抱えているような問題が何かないかっていうのを、ちょっとアンケートをとってみたいとかして、それでご紹介を兼ねると同時に、実際にもう事案を受けていこうということ、働きかけをしたところ大変好評でした。また次回やる予定です。これと同じことを高齢もやってるんですけども、障害の方は特にわざとこう「相談」ですね、やっぱりあそこが一番導入部分なのでそれでやっている。あと地域で比較的力の強い事業者をわざとピックアップをして、そこから広がるので。全部を網羅するのがなかなか難しいので力の強いところ、それからセンスのいい支援者がいるところをわざと集めて、発言してもらってっていうような取り組みを今やってるところです。それでわりと、まあまあいいということで、ZOOMだと時間が、遠くそれぞれの事業所にいらっしゃるような状態でも開催ができるので、わかりやすく、パワポや何かを使ってですね、事例紹介をすれば、結構乗ってきてくれるので、そんなこともちょっと参考にさせていただければというふうに思います。以上です。

○大澤課長補佐

ありがとうございますそのあたりちょっと具体どうやって作戦立てるかはまた柴田さんや障がい福祉課とも相談しながら進めていきたいなと思います。

よろしくをお願いします。

こちらで、議題については以上となります。

○瀧田課長

それでは本日の確認検討事項については、一通り説明などを終わりました。

その他といたしまして、本日お集まりの皆様から何かこの場で情報提供情報共有したいということがございましたら、お願いいたします。

●その他

○大澤課長補佐

今日はありがとうございました。

事務局の方からですけれども、茅ヶ崎の地域福祉プラン2という地域福祉計画ですね、こちら令和3年度から7年度の計画期間となっております、令和8年度に改定を予定しております。この計画の中に、成年後見制度利用促進基本計画も内包されております、併せてこちらも令和8年度に改定をしていくような形になります。

来年度あたりから改定作業を進めていきますので、皆様の方にも適宜、報告等しながら、ご意見を頂戴していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

次回の利用促進会議につきましては、多分12月から1月あたりになってくるかなと思うんですけどもまたご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。  
事務局からは以上となります。

○瀧田課長

それでは本日はありがとうございました。

成年後見制度につきましては、周知から、中核センターとしての対応、そして後見人の養成と各段階で、まだまだいろいろな課題も多くございますので、引き続き皆様のご支援ご協力、ご助言を賜りながら取り組んで参りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

では本日はこれにて閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。